

一般社団法人青森県建設業協会事務局長 殿

青森県農林水産部長

(公 印 省 略)

松くい虫被害及びナラ枯れ被害防止に係るマツやナラの取扱いに
ついて (依 頼)

平素より、本県の森林・林業行政の推進にあたっては、特段の御理解と御協力を
いただき厚くお礼申し上げます。

さて、森林・林業に大きな損失をもたらす松くい虫被害及びナラ枯れ被害が全国
的に発生していますが、本県においても松くい虫被害が平成 2 7 年度以降、ナラ枯
れ被害が平成 2 8 年度以降、いずれも深浦町において発生しています。これらの被
害は森林病虫害等防除法で定められた法定害虫によるものであり、被害の拡大防止
に向けて早期に、且つ、徹底的な駆除と適切な予防措置が必要です。

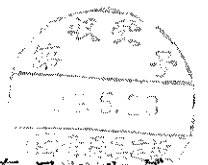
このため県では、被害木探査を目的とした県防災ヘリコプターによる上空探査や
地上目視調査を実施し、早期に駆除するなど徹底した対策を講じていることから、
今後も、マツやナラに関する下記の取扱いについて、より一層、周知徹底していき
ますので、貴殿の特段の御配慮をお願いします。

なお、既に県外から移入されている、あるいは今後入荷が決定しているマツやナ
ラがある場合は、県林政課又は最寄りの各地域県民局地域農林水産部林業振興課に
連絡していただきたく、貴会員に対し周知して下さるようお願いいたします。

記

1 松くい虫被害に関すること

- (1) 県内で育成されたマツ苗木等 (以下、緑化木含む) の使用を原則と
し、県内で調達できないなど、やむを得ず県外 (北海道を除く) から
移入するときは、産地が移動制限 (注) の課されている区域であるか否
かを確認する必要があるため、県林政課又は最寄りの各地域県民局地
域農林水産部林業振興課に問い合わせること。



(注) 森林病虫害等防除法第3条又は第5条に基づき、農林水産大臣(第3条)又は都道府県知事(第5条)が森林病虫害等のまん延を防止するために、命令を発したときは、当該区域からの苗木又は伐採木等の移動は制限される。

- (2) 移動の制限がない区域から移入したマツ苗木等についても、マツの状態やマツノマダラカミキリの付着の有無等を確認し、異常が見られる場合は県林政課又は最寄りの各地域県民局地域農林水産部林業振興課まで速やかに報告するとともに、枯損が見られるマツについては適切に処分すること。

※ナラの苗木等については、ナラ枯れ被害に感染している心配は無いため、県外産のものを利用して構いません。

2 松くい虫被害及びナラ枯れ被害に関すること

(1) マツやナラを県外から持ち込まない

県外(北海道産を除く)からマツ(皮付き丸太、支柱等(製品加工されたものを除く))やナラを持ち込むと、県内に被害を呼び込む可能性があるため、県内産のものを利用すること。

(2) 6月から9月の間はマツやナラを伐採しない

マツノマダラカミキリとカシノナガキクイムシは、それぞれマツとナラを伐採した際に発生する臭いに集まる習性があるため、これらの昆虫の活動期(6月~9月)には、マツとナラの伐採を避けること。

(3) 枯れたマツやナラを見つけたら連絡

植栽施行地や苗畑その他で枯れている、または枯れかかっているマツやナラを発見した時や、その他不明な点については、県林政課又は最寄りの各地域県民局地域農林水産部林業振興課まで速やかに連絡、又は問い合わせること。

※文中の「マツ」には、マツ科マツ属のアカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等のほか外国産マツを含みます(カラマツは含まない)。

担当：林政課森林整備グループ

技師 蝦名雄三

TEL : 017-734-9513 (直通)

FAX : 017-734-8145

mail : yuuzo_ebina@pref. aomori. lg. jp

ナラ枯れ被害が発生しました！

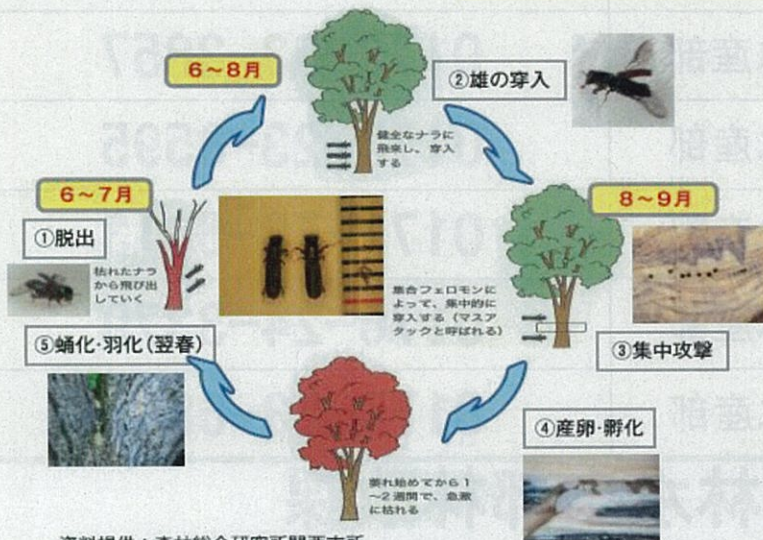


深浦町大間越地区の
ナラ枯れ被害木(ミズナラ)
写真:青森県

平成28年10月以降、深浦町において本県で2例目となるナラ枯れ被害が確認されました。今後の被害拡大に備え、監視体制や情報収集の強化を図りながら、

早期発見・早期駆除を進めることが最も重要です。

ナラ枯れサイクル



- ① 6月下旬から8月頃にかけて、体長5 mmほどのカシノナガキクイムシ（以下、カシナガ）が健全なナラ類の幹に穴を開けて内部に入り込み、内部を掘り進んで行きます。
- ② このとき、カシナガの体に付着したナラ菌が内部に持ち込まれます。（カシナガとナラ菌は共生関係にあります）
- ③ ナラ菌の繁殖により、通水が阻害された木は衰弱し、7月下旬から枯死が始まり、8月下旬に枯死が目立ち、9月下旬までにほぼ枯死は終了します。
- ④ 翌年6月下旬頃、次世代の成虫が羽化・脱出し、近くの健全木に集中して穴を開け入り込みます。

資料提供：森林総合研究所関西支所

被害を拡大させないためには 早期発見・早期駆除 が重要です。

被害が確認されている樹種はミズナラ、カシワ、コナラ、クリの4種で、ミズナラが最も枯死しやすいことが、分かっています。

被害木の特徴



写真等提供：山形県森林研究研修センター

(他県の被害木)

夏の盛りに紅葉したように枯れる
(急速に枯れることから落葉しない)



写真等提供：森林総合研究所関西支所

(他県の被害木)

根元には細かな木くずがたくさん
散らかっている。

被害木と思われる木を発見したら、下記にご連絡ください。

連絡先(担当課:林業振興課)	電話番号
東青地域県民局地域農林水産部	017-734-9962
中南地域県民局地域農林水産部	0172-33-3857
三八地域県民局地域農林水産部	0178-23-3595
西北地域県民局地域農林水産部	0173-72-6613
上北地域県民局地域農林水産部	0176-24-3379
下北地域県民局地域農林水産部	0175-23-6855

青森県農林水産部林政課

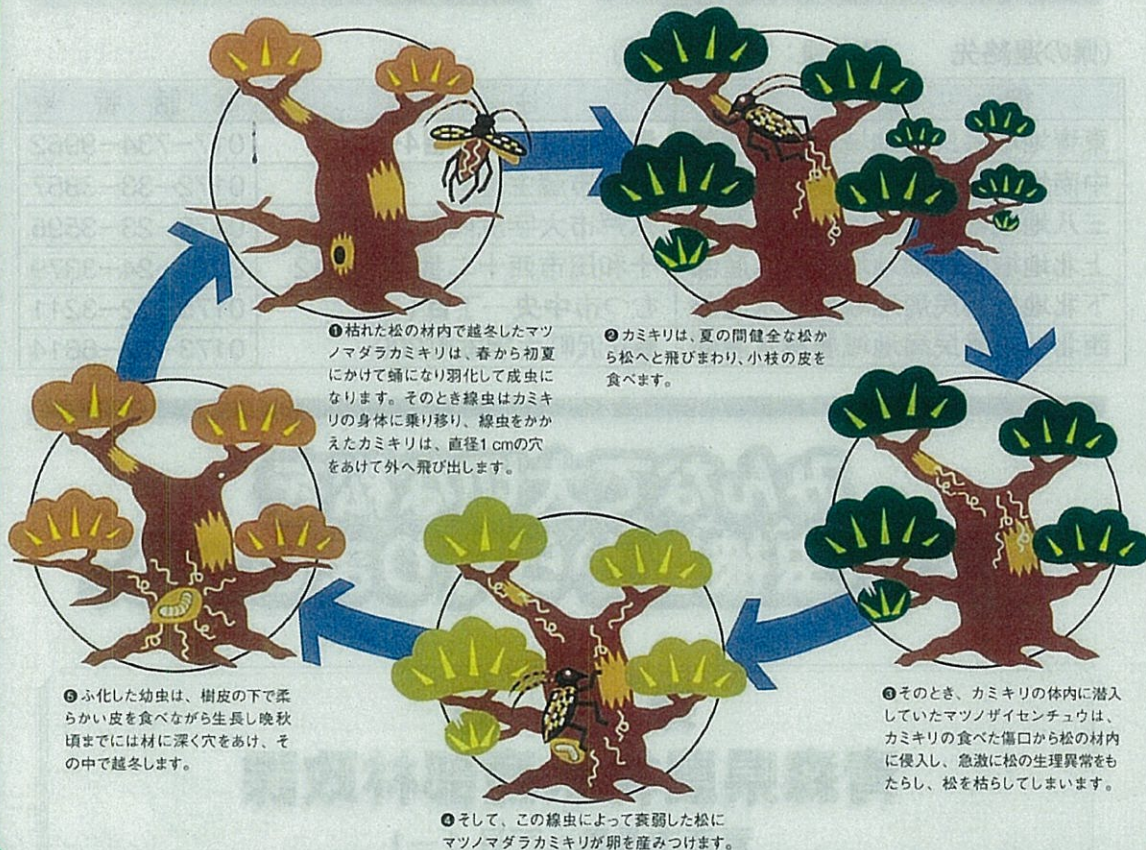
青森市長島1-1-1 (TEL:017-734-9513 FAX:017-734-8145)

最近、急に枯れた松を見かけたことはありませんか？

松くい虫被害は松を枯らす伝染病です。
本県の松を次の世代へと引き継ぎましょう。

松くい虫被害とは！！

松枯れの犯人はマツノザイセンチュウという線虫です。
このマツノザイセンチュウは1mmにも満たない線虫です。
その線虫を健全な松に媒介し、被害をまん延させるのが体調3cm程のマツノマダラカミキリという昆虫です。
つまり線虫が松枯れの犯人（病原体）で、カミキリがその「運び屋」なのです。
このため松を守るには病原体であるマツノザイセンチュウと運び屋のマツノマダラカミキリとの関係をどこかで断ち切る必要があるのです。



ご協力ください

枯れている松や枯れかかっている松を見つけたときは、もよりの地域県民局地域農林水産部、地元の市町村役場、森林組合までお知らせください。

皆様からの情報提供により、県、市町村、森林組合等が枯れた松を調査いたします。

松くい虫被害の病原体・病原体を運ぶ虫

病原体マツノサイセンチュウ



病原体を運ぶ虫マツノマダラカミキリ



(県の連絡先 担当課：林業振興課)

機 関 名	住 所	電 話 番 号
東青地域県民局地域農林水産部	青森市長島2-10-3 青森フコク生命ビル6階	017-734-9962
中南地域県民局地域農林水産部	弘前市蔵主町4	0172-33-3857
三八地域県民局地域農林水産部	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-23-3595
上北地域県民局地域農林水産部	十和田市西十二番町20-12	0176-24-3379
下北地域県民局地域農林水産部	むつ市中央一丁目1-8	0175-22-3211
西北地域県民局地域農林水産部	鱒ヶ沢町大字本町209	0173-72-6614

みんなで大切な松を
松くい虫被害から守りましょう。

発 行
青森県農林水産部林政課

青森市長島一丁目 1-1

TEL 017-734-9513 FAX 017-734-8145